

平成24年9月27日  
公益社団法人日本監査役協会  
ケース・スタディ委員会

## 検討した事案の概要

—監査役の視点からのまとめ—

### (事案)

- (1) 甲社不祥事の事案の概要
- (2) 乙社不祥事の事案の概要
- (3) 丙社不祥事の事案の概要

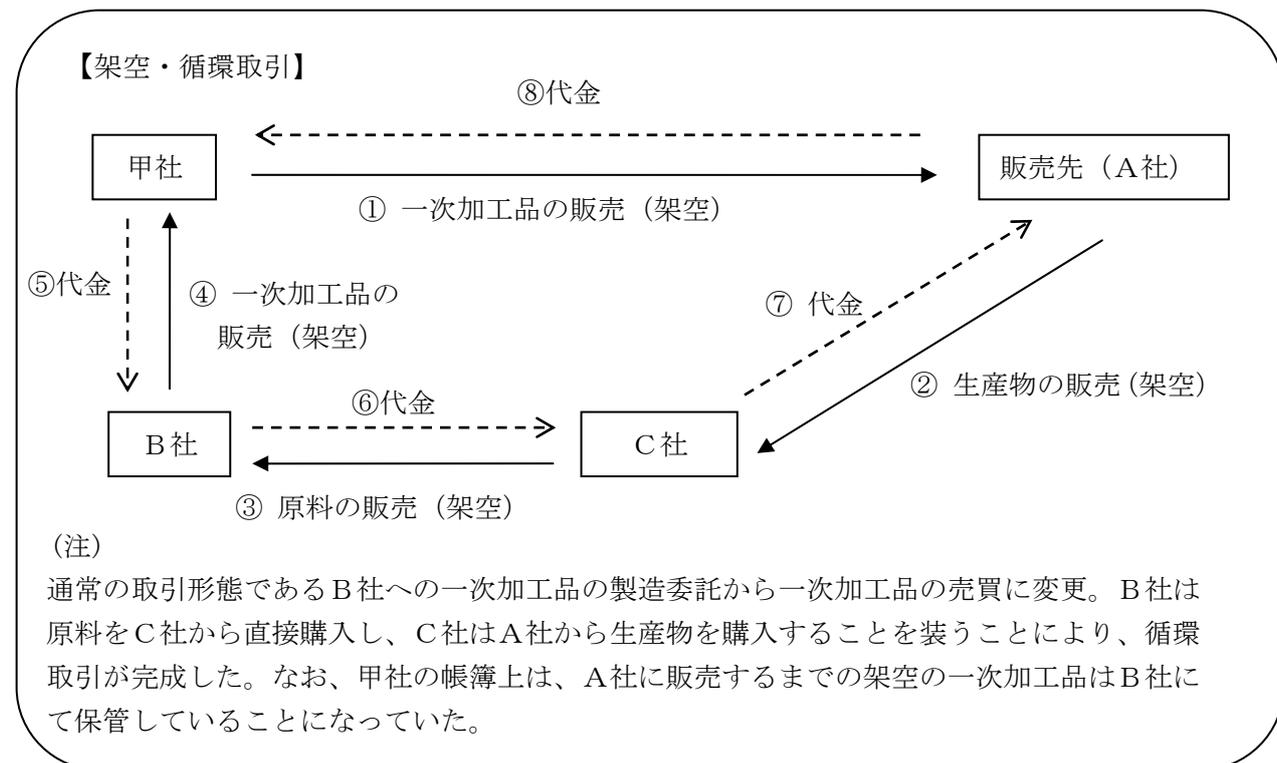
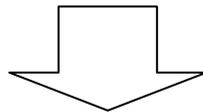
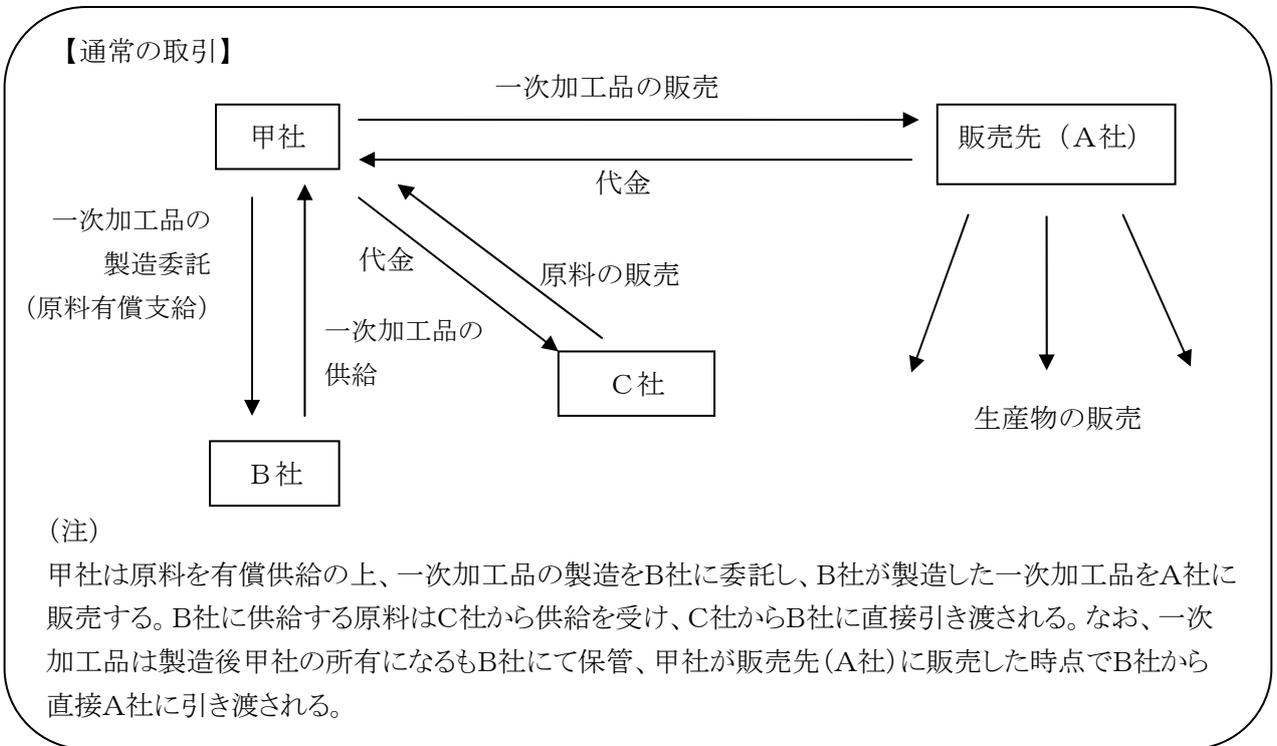
### (注意事項)

- ・ 本事案概要は既に公表された第三者委員会の報告書等の資料を基に、ケース・スタディ委員会の検討目的、すなわち監査役が不祥事の兆候（黄色信号）を感知した際に監査役がとった行動に着目して事実関係を整理したものである。「事実関係を正確に網羅したものではなく、判り易く単純化していること」並びに「監査役がとった行動について評価することを目的としたものではないこと」を予めご注意願いたい。

(1) 甲社不祥事の事案の概要

商品が実在していた商内を利用して架空取引・循環取引が行われたもの

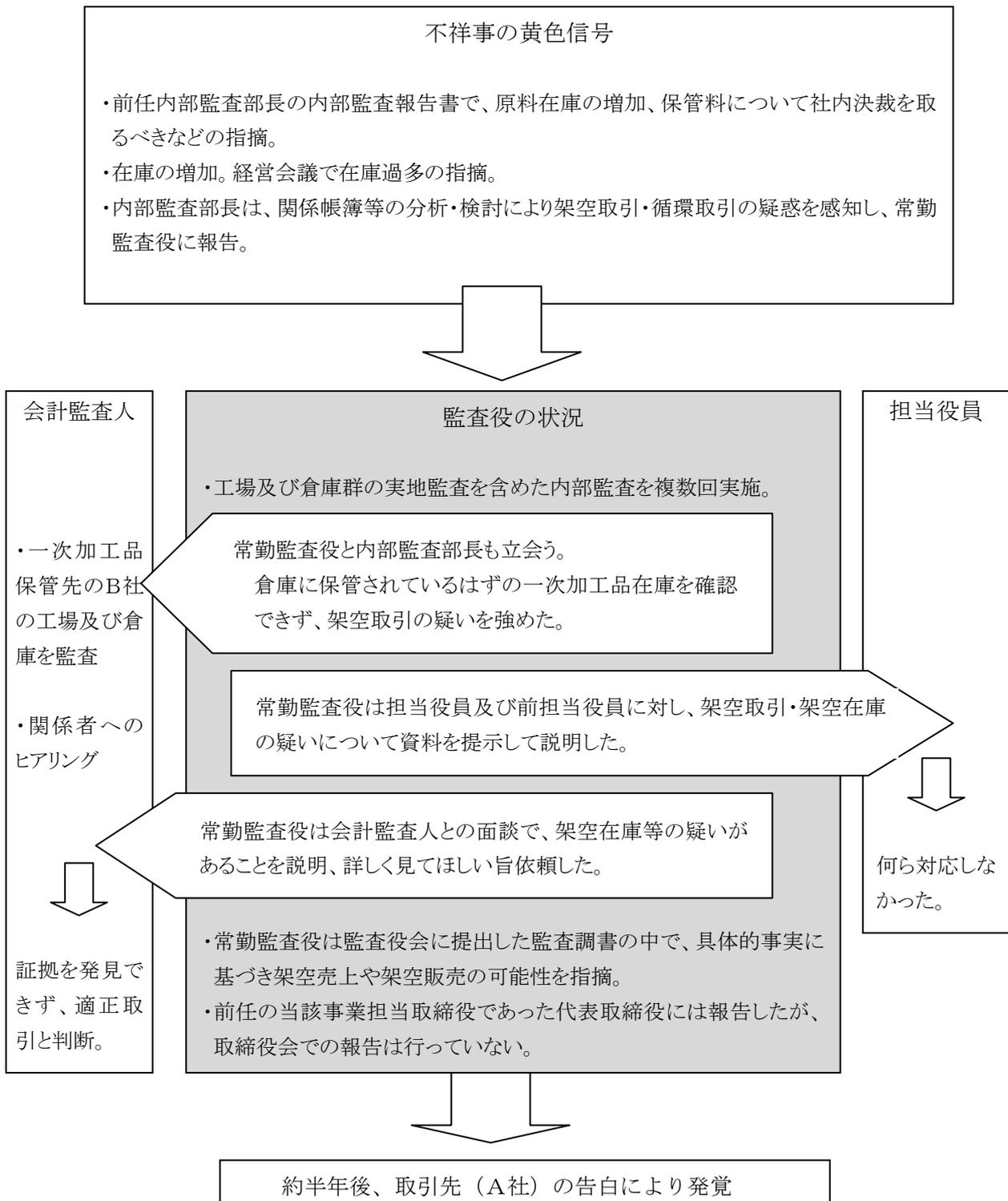
1. 架空・循環取引の概略（一部）



## 2. 不正取引の背景

- ・資金力が脆弱な取引先からの売掛金回収のため、架空買取による販売先への資金供与
- ・商品価格の低迷及び業績悪化から、売上目標達成へのプレッシャーなど

## 3. 甲社不祥事の事案の概要（時系列）



(2) 乙社不祥事の事案の概要

財テクによる損失処理のためのファンド運用・M&A 等による飛ばし事件

発端（経営トップの行為）

経営トップの主導により、ファンドや M&A を用いて含み損を抱えた金融商品を極秘に飛ばす方策を検討。

- ・連結対象外の事業投資ファンドを設立し、国内 X 社の株式を取得。
- ・Y 社とフィナンシャルアドバイザー契約 (FA 契約) を締結。M&A を通じてファンドに資金を注入し損失を埋め合わせるため。 など

監査役会の体制

- ・経理・財務の知見者は不在か、トップから独立性のない者が就任
- ・監査役の独立性の欠如
- ・内部監査部門との連携の欠如
- ・監査役室スタッフの体制が脆弱など

監査役の状況

監査法人からの黄色信号

中間監査概要報告書①

「ファンドの投資先 X 社への投資額が多額」「X 社の事業計画は夢のようなもので、投資評価のプロセスが問題。監査役も監査の視点に加えてもらいたい」

中間監査概要報告書②

「投資先 X 社について中間期の減損処理は行っていないが、今後の業績の状況によっては、減損処理等を検討する必要がある」「X 社は投資額が多額であり大きなリスク要因である。業績見通しの見直しが必要になる可能性がある。」

監査概要報告書

- ・Y 社への FA 報酬は当初の買取価格5%を超え、再度の取締役会決議が必要となるのに、付議されなかったと指摘。
- ・その後も、FA 報酬が高すぎるとの指摘あり。

監査法人と監査役との協議5回。

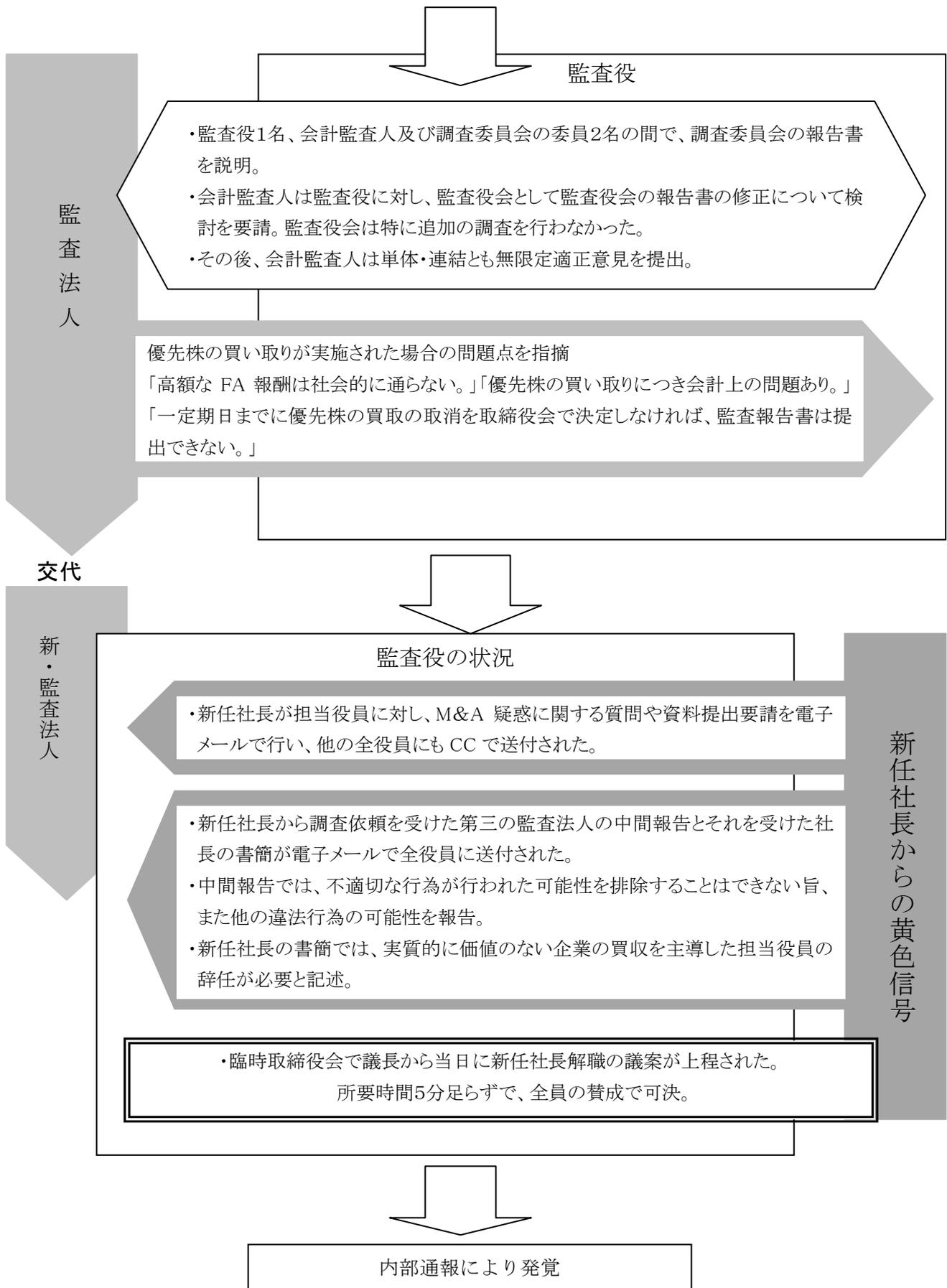
- ・報酬額の妥当性等について業務監査を実施するよう指摘された。

監査法人から監査役会にコミュニケーションレターを提出。

高額な報酬を支払うことに対する社内の検討過程、外部専門家によるチェックの有無、支払先の妥当性についての社内の検討過程、について具体的な懸念事項を記載。

調査委員会の設置

- ・監査役会は、弁護士・公認会計士等の外部専門家に調査報告を依頼。
- ・調査依頼後、約1週間で報告書を受領。X 社の株式取得及びFA報酬の支払いについて、取締役に善管注意義務違反はないとの結論。
- ・ただし、X 社の株式取得の対価又は FA 報酬の金銭のその後の流れは調査困難のため判断要素から除外する等の留保あり。



(3) 丙社不祥事の事案の概要

元会長による子会社からの不正借り入れ事件

